

随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 自家発電設備外復
旧工事

工事場所： 松原市天美西七丁目地内

本工事は、今池水みらいセンターに設置されている自家発電設備用補機設備の復旧、今井戸川系雨水ポンプ場仮設配線復旧及び復旧後の試験調整を行うものである。

本工事にて復旧後に機場として総合的な試験調整を必要とする監視制御設備は、いわゆる汎用機器ではなく、製作会社固有の技術に基づいて設計・製作されたものである。

従って本復旧工事を実施し、機場としての機能を担保するためには、既設設備についての設計、製作技術に関する知見、不具合に対する処置検討能力、熟練した技術者の確保が必要であり、他者では実施できないものである。

以上のことから、本業務を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社東芝から上下水道事業を事業承継された東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同者と随意契約を行うものである。